

放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令案新旧対照表

○放送局の開設の根本的基準(昭和二十五年十二月五日電波監理委員会規則第二十一号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 「受託国内放送」とは、他人の委託により、その放送番組を国内において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局又は移動受信地上放送をする無線局により行われるものをいう。</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>八 「移動受信地上放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう。</p> <p>九 「放送の種類」とは、中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、テレビジョン・データ多重放送、ファクシミリ放送等の種別をいう。</p> <p>十 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 「受託国内放送」とは、他人の委託により、その放送番組を国内において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>八 「放送の種類」とは、中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、テレビジョン・データ多重放送、ファクシミリ放送等の種別をいう。</p> <p>九 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び</p>

配列をいう。

十一 「ブランク・エリア」とは、中波放送を行う放送局の地上波電界強度(以下「電界強度」という。)が毎メートル五ボルト以上の区域をいう。

十二 「放送区域」とは、一の放送局(人工衛星に開設するもの及び衛星補助放送(電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十一条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送をいう。以下同じ。))を行うものを除く。)の放送に係る区域であつて、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送(移動受信用地上放送に限る。)、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う放送局については、次に掲げる区域をいう。

(1) (3) (略)

(4) マルチメディア放送(移動受信用地上放送に限る。)を行う放送局

(一) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。)第三章の二第一節に規定する放送を行うもの

放送局の電界強度(地上四メートルの高さにおけるものとする。(二)において同じ。))が、毎メートル

$\sqrt{(1.12)^2 \times n + (0.32)^2} \times m$ ミリボルト以上である区域 ( $n$ は

配列をいう。

十一 「ブランク・エリア」とは、中波放送を行う放送局の地上波電界強度(以下「電界強度」という。)が毎メートル五ボルト以上の区域をいう。

十二 「放送区域」とは、一の放送局(人工衛星に開設するもの及び衛星補助放送(電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十一条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送をいう。以下同じ。))を行うものを除く。)の放送に係る区域であつて、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う放送局については、次に掲げる区域をいう。

(1) (3) (略)

デジタル放送の標準方式第二十二条の五第二項のOFDMフレームに含まれる十三セグメント形式のOFDMフレームの数とし、 $m$ は同項のOFDMフレームに含まれる一セグメント形式のOFDMフレームの数とする。

(二) デジタル放送の標準方式第三章の二第二節に規定する放送を行うもの

放送局の電界強度が、毎メートル

$1.26 \times 10^{0.5 \times \log(B/5.5)}$  シリボルト以上である区域（ $B$ は、放送局の使用する周波数帯幅（単位MHz）とする。）

(5) テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う放送局

(4) テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う放送局